

# 医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引

《平成 30 年 4 月 1 日以後終了する事業年度から適用》

長野県／県税事務所

## 目 次

- |   |                            |       |
|---|----------------------------|-------|
| 1 | この計算書の用途等                  | 1 ページ |
| 2 | 「医療法人等にかかる所得金額の計算書」の記載のしかた | 2 ページ |
| 3 | 「計算の基礎とする収入金額の明細書」の記載のしかた  | 3 ページ |
| 4 | 「計算の基礎とする収入金額の明細書」の記載上の留意点 | 4 ページ |
| 5 | 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分 | 6 ページ |

## 1 この計算書の用途等

この計算書は、長野県内に主たる事務所等を有する①医療法第 39 条に規定する医療法人（社会医療法人を含みます。）、②医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会、又は③公益法人及び人格のない社団等で医療保健業を行うもの（以下①から③を「医療法人等」といいます。）が、法人事業税の確定申告書及び修正申告書を長野県に提出する場合に添付してください。（地方税法に定める社会保険診療を行う場合に限りません。）

ただし、法人税の申告において租税特別措置法第 67 条第 1 項の規定（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人（以下、「特例適用法人」といいます。）については添付を要しません。

なお、特例適用法人は事業税申告書の添付書類である「所得金額に関する計算書（第 6 号様式別表 5）」の「備考」欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表 10（7）を提出してください。

お願い

「医療法人等に係る所得金額の計算書」と併せ、以下の書類を添付していただくようお願いします。

- 所得金額に関する計算書（第 6 号様式別表 5）
- 法人税申告書の別表 4
- 決算書（貸借対照表、損益計算書）
- 勘定科目内訳明細書のうち、雑益、雑損失等の内訳書

「医療法人等に係る所得金額の計算書」の

- 「その他の事業の所得金額③」欄への計上がある場合 . . . 当該所得金額の内訳書
- 「土地譲渡益等④」欄への計上がある場合 . . . 当該所得金額の内訳書
- 3 ページ下段の消費税額がある場合 . . . 消費税申告書の写し  
(「その他の収入金額」欄に控除額を記載した場合)
- 社会保険診療分の収入に介護保険法に基づく金額を含む場合 . . . 内容や内訳が分かるもの

2 「医療法人等に係る所得金額の計算書」の記載のしかた

「総所得金額①」欄			「所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）」（以下「第6号様式別表5」といいます。）の「再仮計」欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。
「医療保健業の所得金額②」欄			次の「その他の事業の所得金額③」欄及び「土地譲渡益等④」欄に記載すべき金額がある場合、総所得金額から③欄及び④欄の金額を控除して算出した金額を記載してください。
「その他の事業の所得金額③」欄			医療保健業とその他の事業とを併せて行っている場合、次の点に留意して記載してください。 ア 区分計算の方法 総所得金額をそれぞれの事業ごとに区分して算定します。それぞれの事業ごとの所得金額又は欠損金額は「②」欄及び「③」欄に記載してください。 イ 共通損益金按分 区分困難な共通損益金は、それぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準（売上総利益の額、専属経費の額等）によって按分します。 （注）その他の事業が軽微な場合 その他の事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので、医療事業の付帯事業として行われていると認められる場合は、その他の事業の収入金額を「計算の基礎とする収入金額の明細書」の「その他の事業の収入金額」欄に記載してください。
「土地譲渡益等④」欄			総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した「土地譲渡益等」がある場合は、次により「土地譲渡益等④」の金額を算定してください。 土地譲渡益等④ = 土地の譲渡収入 - （取得費及び譲渡費用） なお、上記算式によらず、租税特別措置法の土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の計算の例により、土地の譲渡等に係る所得等を算定した場合は、当該金額を土地譲渡益等の金額とします。 営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入がある場合、軽微なものを除き、土地譲渡益等と同様の取扱いをします。 また、法人税法及び租税特別措置法の規定に基づき損金の額に算入した部分の金額（圧縮損等）は、土地譲渡益等の計算上損金に計上します。
社会保険分の所得の計算	計算の基礎とする収入金額	⑤欄	（ア）欄の金額を移記してください。
		⑥欄	（エ）欄の金額を移記してください。
	社会保険分の所得金額	⑦欄	次の式により算定してください。 ⑦欄 = ①欄又は②欄の金額 × ⑤欄の金額 / ⑥欄の金額 1円未満の端数は切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。 ⑦欄の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」欄に移記してください。
課税所得金額の計算	⑧欄	「①欄の金額 - ⑦欄の金額」を記載してください。	
	⑨欄	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。） 繰越欠損金等の繰越期間は、法人税の取扱いに準じます。 また、繰越欠損金等の控除限度額は、⑧欄の金額に法人税で適用となる割合を乗じて計算した金額になります。	
	⑩欄	上記「⑧欄の金額 - ⑨欄の金額」を記載してください。算定した⑩欄の金額は、第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に移記してください。	

### 3 「計算の基礎とする収入金額の明細」の記載のしかた

<p>「社会保険診療収入金額」の各欄</p>	<p>地方税法第72条の23第2項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を法律ごとに記載してください。</p> <p>ア 保険者からの収入金額          査定損益は、事業年度の収入金額に加算又は減算してください。</p> <p>イ 被保険者が負担する一部負担金（家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。）</p> <p>ウ 社会保険各法に係る医療費を被保険者（医療費助成対象者を含みます。）に代わって、長野県等が支払った額          なお、社会保険各法に基づく医療費でないもの（妊婦、乳児、特定健康診査の委託料）及び利子補給金・事務取扱手数料等は、「その他の収入金額」となります。</p> <p>「社会保険分の医療収入金額」の各欄で「社会保険分の医療収入金額の窓口収入」及び「公費負担分のうち社会保険分の医療収入金額」は、空欄にそれぞれ別書きしても差し支えありません。</p>
<p>「その他の収入金額」の各欄</p>	<p>当期分の医療事業収入、営業外収益及び特別利益等の収入金額のうち、社会保険分の医療収入金額以外の収入金額を収入科目ごとに記載します。この場合、次の点に留意してください。</p> <p>ア 利子等及び配当等の収入は、所得税額を含んだ金額を記載してください。</p> <p>イ すべての収入金額で按分するのが原則ですが、その他の収入に含まないものについては、下表を参照してください。</p> <p>なお、印刷されている項目にあてはまらないものがある場合は空欄を利用して記載してください。</p>
<p>「その他の事業の収入金額」欄</p>	<p>その他の事業の所得金額をこの計算書で計算する場合、その他の事業の所得金額ではなく、売上又は収入金額を記載してください。</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>法人税法別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の科目ごとの計上方法に従い、社会保険診療収入金額、その他の収入金額等にそれぞれ加算又は減算してください。</p> <p>なお、法人税の修正申告又は更正・決定による加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。</p>

#### その他の収入に含まない収入金額

<p>受取配当等</p>	<p>受取配当等のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分の金額</p>
<p>経費の戻入等</p>	<p>① 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入          ② 従業員の福利厚生としての経費にあてるため従業員から徴収している収入          (例1) 従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入          (例2) 従業員のために設けた保育施設の利用料金          ③ 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入          (例1) 租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含めます。）          (例2) 償却資産の売却収入金額等（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含めます。）</p>
<p>消費税（地方消費税を含む。）</p>	<p>税込経理の場合等、計上した収入金額に消費税が含まれる場合は、その消費税額（ただし、課税事業者に限ります。）。この場合、消費税申告書の写しを添付してください。</p>
<p>益金に計上した消費税の額（注）</p>	<p>還付された消費税額はその他の収入に含みません。          （注）税抜き経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、その他の収入に含めます。</p>
<p>その他</p>	<p>次ページ以下の取扱一覧表を参照してください。</p>

#### 4 「計算の基礎とする収入金額の明細書」の記載上の留意点（取扱一覧表）

記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

(A)欄の○印の項目を「社会保険診療収入金額」に、(B)欄の○印の項目を「その他の収入金額」に計上してください。

(C)欄に該当するものは記載の必要はありません。

なお(D)欄は、「その他の事業所得金額」「土地譲渡益」等として、別計算を行います。

収入科目	社会保険診療収入 (A)	その他の収入 (B)	その他の収入に含まない (C)	別計算 (D)
社会保険分の医療収入	○			
介護保険収入	○(注1)	○(注2)		
生活保護法に規定する介護扶助に係る収入	○(注1)	○(注2)		
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
家族療養費	○(注3)			
公費負担分	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
保険等査定増減	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)		
労働者災害補償保険法の医療収入		○		
自動車損害賠償責任保険の医療収入		○		
公害健康被害補償法の医療収入		○		
自費診療収入		○		
入院料・ベット代差額収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医療相談収入		○		
利子補給金・事務取扱手数料		○		
付添人食事代収入		○		
健康診断等証明収入		○		
生産品等販売収入		○		
受託技工・検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
受取利息配当金		○		
電話・電気・ガス・テレビ・寝具等使用料収入		○		
不用品売却収入		○		
従業員給食収益			○	
保育料収入			○ (従業員使用分)	
社宅・寮収入		○ (役員への貸与分)	○ (従業員使用分)	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
仕入値引			○	
現金過不足			○	
自動販売機収入		○		
ハブラシ・おむつ等販売収入		○		
印紙等販売収入		○	○ (販売差益の生じないもの)	
販売手数料		○		

収入科目	社会保険診療 収入 (A)	その他の収入 (B)	その他の収入に 含まない (C)	別計算 (D)
各種補助金・委託料		○	○(注4)	
予防接種補助金・委託料		○		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
保険解約・満期返戻金		○(注5) (運用益部分)	○	
保険等の配当金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○ (支払相当額と相殺されたもの又は圧縮損等により収益反映しないもの)(注6)	
有価証券売却益		○		○ (事業と認められるもの)
償却資産売却益		○(注7) (取得価額を超える部分)	○	
施設等利用料		○(注8)		
土地譲渡益等				○
贈与・寄付金・受贈益等		○ (軽微なもの)		○
その他の事業に係る所得		○ (軽微なもの)		○
各種引当金及び準備金の繰戻額			○	
租税の還付金			○	
還付加算金		○		
振込手数料に係る値引き			○	

(注1) 社会保険診療収入に含むもの

【①訪問看護②訪問リハビリテーション③居宅療養管理指導④通所リハビリテーション⑤短期入所療養介護⑥介護予防訪問看護⑦介護予防訪問リハビリテーション⑧介護予防居宅療養管理指導⑨介護予防通所リハビリテーション⑩介護予防短期入所療養介護⑪介護保険施設サービス⑫介護医療院サービス⑬指定介護療養施設サービス】に係る収入に限ります。

(注2) その他の収入に含むもの

【訪問介護、主治医意見書作成料】等、(注1)に掲げるサービス以外の収入。(注1)(注2)の区分については、6ページの「介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分」をご参照ください。

(注3) 保険外併用療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費も同様の扱いです。

(注4) 国・地方公共団体、及びこれらに準ずる公的機関から収入した補助金等。雇用に対する助成金、施設整備に対する助成金、借入に対する助成金、臨床研修費等補助金等が該当します。ただし、業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当等は、その他の収入に含めてください。

(注5) 運用益部分(解約・満期返戻金ー支払保険料)の金額が確認できる書類の写しを添付するか、計算式を付記してください。

\* 長野県医師会所得補償保険の「無事故戻し返れい金」は、保険料の20%を返すことになっているため、「その他収入」には含めません。

(注6) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金が、補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金は、その他の収入に含まれます。

(注7) 「取得価額」は(簿価+減価償却累計額)です。

償却財産売却益(売買価格ー取得価額)の金額が確認できるよう、計算式を付記してください。

(注8) 法人所有の自動車を役員が使用し、対価として「車両使用料」等の名目で法人の収入が発生している場合は、減価償却費相当額であってもその他の収入に含まれます。

5 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の名称	計上区分		
			社会保険診療収入	その他の収入	
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護		○	
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護 予防訪問入浴介護		○	
	訪問看護 介護予防訪問看護	訪問看護 予防訪問看護	○		
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 予防訪問リハビリ	○		
	通所介護 (デイサービス)	通所介護		○	
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ 予防通所リハビリ	○注1	○注1	
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与 予防福祉用具貸与		○	
	短期入所 (ショートステイ)	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護 予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 予防短期入所老健施設	○注1	○注1
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設 予防短期入所医療施設	○注1	○注1
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	短期入所医療院 予防短期入所医療院	○注1	○注1
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 予防居宅療養管理指導	○		
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設生活介護 予防特定施設生活介護		○	
	指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援		○	
	指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	介護福祉施設		○
介護保健施設サービス (老人保健施設)		介護保健施設	○注1	○注1	
指定介護療養施設サービス (療養病床等)		介護医療施設	○注1	○注1	
介護医療院サービス		介護医療院	○注1	○注1	
地域密着型サービス	グループホーム 小規模多機能型居宅介護 他	種々		○	

注1) 平成17年10月から全額自己負担となった居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「その他の収入」です。また、当該費用の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者介護予防サービス費」も「その他収入」です。

注2) 「介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書」に記載のある各種サービス収入は「その他の収入」となります。